

釧路短期大学 学 則

【目次】

第 1 章	総則
第 2 章	学科、学生定員及び修業年限
第 3 章	学年、学期及び休業日
第 4 章	教育課程
第 5 章	卒業等
第 6 章	入学、退学及び休学等
第 7 章	検定料、入学料、授業料その他の費用
第 8 章	教職員組織
第 9 章	教授会
第 10 章	科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び研究生
第 11 章	生涯教育
第 12 章	保健・厚生施設
第 13 章	図書館
第 14 章	賞罰
第 15 章	補則
附 則	
制 定	昭和 39 年 4 月 1 日
最終改正	令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条（目 的）

釧路短期大学（以下「本学」という）は教育基本法、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、広く豊かな教養を培い、職業又は実生活に必要な能力を育成し、地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 2 本学の設置する各学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については次のとおりとする。

（1）生活科学学科

生活科学専攻は、家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に関わることができる人間性豊かな人材の養成を、食物栄養専攻は、ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成を目的とする。

（2）幼児教育学科

次世代を担う子どもの心身の健全な育成をはかるため、専門的な知識や技術の学びを通して、豊かな人間性と感性を持った保育者の養成を目指すと共に、地域社会における子どもの生活環境や生活文化の向上に努めようとする態度及び実践的能力を養うことを目的とする。

第 2 条（自己評価等）

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大

臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

- 3 第1項及び第2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第3条（教育内容等の改善）

本学は、授業内容及び方法の改善並びに大学運営に必要な知識・技能、能力・資質の向上を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第4条（学科及び学生定員）

本学において設置する学科（専攻課程）及びその学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
生活科学学科		
生活科学専攻	20人	40人
食物栄養専攻	30人	60人
幼児教育学科	50人	100人

第5条（修業年限及び在学年限）

本学の修業年限は、2年とする。

- 2 ただし、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条（学 年）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条（学 期）

学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 教育上必要がある場合、学長は、前項の前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

第8条（休 業 日）

休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）本学創立記念日（6月20日）

（4）春期休業日（2月25日から3月31日まで）

（5）夏期休業日（8月25日から9月20日まで）

（6）冬期休業日（12月25日から1月5日まで）

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日をもうけることができる。

- 3 学長は、第1項第4号から第6号までの休業日は、必要に応じて変更することができる。

- 4 学長は、必要と認める場合、休業日に実習等の授業科目、行事、その他の活動を行うことができる。

第4章 教 育 課 程

第9条（教育課程及び授業科目）

本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

第10条（免許及び資格に関する授業科目）

前条に定めるものの他、免許及び資格に関する科目を置く。

- 2 授業科目の単位数等は別表第2のとおりとする。

第11条（授業の方法）

本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

第12条（履修登録）

学生は、特別の事情がない限り各学期当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。
- 3 学生の十分な学修時間を確保し、計画的に授業科目を履修できるように、一学期に履修を登録できる授業科目の合計単位数の上限を設定する。
- 4 前項に関して必要な事項は別に定める。

第13条（授業期間）

1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

第14条（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号での規定を考慮し本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究における成果がとくに顕著であると学長が認める場合、その成果を評価して3単位を与えることができる。

第15条（単位の授与及び学習の評価）

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験の評価は「S」「A」「B」「C」「F」をもって表し、「C」以上を合格とする。
なお、第20条、第21条、第22条に基づく場合は、「認定」で表す。
- 3 試験及び成績評価に関して必要な事項は別に定める。

第5章 卒業等

第16条（卒業の要件）

本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

第17条（卒業）

本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第18条（学位の授与）

前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第19条（資格の取得）

本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、別表第3のとおりとする。

第20条（他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等）

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第21条（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 文部科学大臣が別に定める学修については、別に定める。

第22条（入学前の既修得単位の認定）

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）もしくは入学前に学生が行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第20条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第23条（本学の他学科又は他専攻における授業科目の履修等）

別表1に定める授業科目の一部については、本学の他学科又は他専攻の学生も履修することができる。

2 前項において卒業の要件として認められる単位数は15単位を超えないものとする。

3 本学の他学科又は他専攻における授業科目の履修等に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、退学及び休学等

第24条（入学の時期）

入学の時期は、毎学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めたときには、学期の区分に従い入学することができる。

第25条（入学資格）

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1） 高等学校を卒業した者
- （2） 中等教育学校を卒業した者
- （3） 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- （4） 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （5） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （6） 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- （7） 文部科学大臣の指定した者
- （8） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定試験に合格した者を含む）
- （9） 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第26条（入学の出願）

本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第27条（入学者の選考）

前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第28条（入学手続き及び入学許可）

前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人と連署した誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、別表第4に定める所定の入学金を納付するものとする。

- 2 前項に規定する保証人は、入学者に関わる一切の事項について責任を負うものとする。
- 3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第29条（編・転入学）

本学に編・転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 編・転入学に関して必要な事項は別に定める。

第30条（再入学）

本学を退学し、再び同一学科に入学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

らない。

- 2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

第31条（所属変更）

学科及び専攻の所属変更を希望する者があるときは、支障のない限りにおいて、選考の上、学長が変更を許可することがある。

- 2 前項の規定により所属変更を許可された者の単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 所属変更に関して必要な事項は別に定める。

第32条（退 学）

退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第33条（休学及び休学期間）

疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上就学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は学期を単位とし、前期もしくは後期の半年又は1年間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると学長が認める場合は、学期の途中で休学することができる。
- 5 休学期間は、通算して1年を超えることができない。
- 6 休学期間は第5条第1項の修業年限に算入せず、第5条第2項の在学年限に算入する。

第34条（復 学）

休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学に際しての学年の取扱いは、学長が決定する。

第35条（除 籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第33条第5項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
 - (3) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明又は連絡が取れない等により意思等が確認できない者
- 2 前項第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料等を納付して復籍の願い出があったときは、学長が復籍する。
 - 3 前2項に関して必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

第36条（検 定 料）

本学に入学を志願する者は、別表第4に定める検定料を納付するものとする。

第37条（入 学 料）

本学に入学を許可された者は、別表第4に定める入学料を指定の期日までに納付するものとする。

第38条（授業料等）

本学の授業料等は、別表第4に定める金額とする。

- 2 前項に定める授業料等は、毎年度前期及び後期の2期に区分し、各期において年額の2分の1に相当する額を、次の期日までに納付しなければならない。
 - （1） 前期納入期限 4月30日
 - （2） 後期納入期限 10月31日
- 3 ただし、経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、分納等しなければならないときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。
- 4 前項について必要な事項は別に定める。

第39条（退学及び停学の場合の授業料）

学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は納付するものとする。

- 2 停学期間中の授業料は納付するものとする。

第40条（休学の場合の授業料等）

第33条の規定により休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月（休学の始期が月の初日であるときは当該月）から休学を要しなくなった月の前月（休学の終期が月の末日又は学期の末日であるときは当該月）までの授業料を免除する。この場合においては、別表第4に定める在籍料を納付するものとする。

第41条（学期の途中で復学する場合の授業料）

学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付するものとする。

第42条（学年の途中で卒業する場合の授業料）

学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月まで授業料を納付するものとする。

第43条（返 付）

納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申し出により、当該各号に定める額を返付する。

- （1） 「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」により、学資支給に要する費用として交付されたとき 減免資金に相当する金額
- （2） 第40条の規定により授業料が免除されたとき 休学期間に係る既納の授業料のうち免除された額
- （3） 前2号に定めるもののほか、返付すべき事由が認められるとき 当該事由における相当額

第8章 教 職 員 組 織

第44条（教職員組織）

本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教 授 会

第45条（教授会）

本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は学長、教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第46条（審議事項）

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他本学の制度に関する事
 - (2) 本学の自己点検評価に関する事
 - (3) 教員の採用及び昇任に関する事
 - (4) 学科並びに専攻課程及び施設の設置、廃止に関する事
 - (5) 入学試験に関する事
 - (6) 学生定員に関する事
 - (7) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
 - (8) 学位の授与に関する事
 - (9) 教育課程の編成及び履修に関する事
 - (10) 学生の試験に関する事
 - (11) 学生の厚生補導に関する事
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び研究生

第47条（科目等履修生）

本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて学長が科目等履修生として履修を許可する。

- 2 科目等履修生には、本学則第15条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第48条（聴講生）

本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて学長が聴講生として聴講を許可する。

- 2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第49条（外国人留学生）

外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第50条（研究生）

本学において、特定の事項を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 生涯教育

第51条（生涯教育センター）

本学に生涯教育センターをおく。

- 2 生涯教育センターに関する必要な事項は別に定める。

第12章 保健・厚生施設

第52条（保健・厚生施設）

学生、教職員の健康管理のため本学に保健室をおく。

- 2 学生支援のため本学に学生相談室をおく。
- 3 学生相談に関して必要な事項は別に定める。

第13章 図書館

第53条（図書館）

本学に図書館をおく。

- 2 図書館に関して必要な事項は別に定める。

第14章 賞 罰

第54条（表彰）

学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

第55条（罰 則）

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、別に定める。

第15章 補 則

第56条（補 則）

この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長がこれを定める。

第57条（改 廃）

この学則の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は昭和39年4月1日から施行する。

この改正は昭和40年4月1日から施行する。

この改正は昭和46年4月1日から施行する。

この改正は昭和50年4月1日から施行する。

この改正は昭和51年4月1日から施行する。

この改正は昭和52年4月1日から施行する。

この改正は昭和53年4月1日から施行する。

この改正は昭和54年4月1日から施行する。

この改正は昭和55年4月1日から施行する。

この改正は平成4年4月1日から施行する。

この改正は平成18年1月1日から施行する。平成16年度以前の入学生については、第十三条、第十四条の規定を除きなお、従前の学則とする。但し、授業料等については現に在学する学生にも適用する。

この改正は平成18年4月1日から施行する。平成17年度以前の入学生については、なお、従前の学則とする。但し、授業料等については現に在学する学生にも適用する。

この改正は平成19年4月1日から施行する。平成18年度以前の入学生については、なお、従前の学則とする。但し、授業料等については現に在学する学生にも適用する。

この改正は平成20年4月1日から施行する。平成19年度以前の入学生については、なお、従前の学則とする。但し、授業料等については現に在学する学生にも適用する。

この改正は平成21年4月1日から施行する。平成20年度以前の入学生については、なお、従前の学則とする。

この改正は平成22年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成22年度入学生から適用する。

この改正は平成23年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成23年度入学生から適用する。

この改正は平成24年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成24年度入学生から適用する。

この改正は平成25年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成25年度入学生から適用する。

この改正は平成26年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成26年度入学生から適用する。

この改正は平成27年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成27年度入学生から適用する。

この改正は平成28年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成28年度入学生から適用する。

この改正は平成28年8月6日から施行する。

この改正は平成29年5月1日から施行する。

この改正は平成30年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成30年度入学生から適用する。

この改正は平成31年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、平成31年度入学生から適用する。

この改正は令和2年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目ならびに資格の取得については、令和2年度入学生から適用する。

この改正は令和3年4月1日から施行する。教育課程及び授業科目については、令和3年度入学生から適用する。入学料及び授業料その他納付金別表第4ならびに長期履修学生の授業料別表第5については、令和4年度入学生から適用する。

この改正は令和4年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目については、令和4年度入学生から適用する。

この改正は令和5年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目別表第2、入学料及び授業料その他納付金別表第4ならびに長期履修学生の授業料別表第5については、令和6年度入学生から適用する。

この改正は令和6年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目別表第2については、令和6年度入学生から適用する。この改正の前年度までに休学期間がある者は第33条で規定する休学期間の上限及び休学期間と修業年限・在学年限への算入の取り扱いについて、なお従前の規定を適用する。この改正の前年度までに長期履修学生として認められていた者は、その期間の終了まで、なお従前の規定を適用する。

この改正は令和7年4月1日から施行する。教育課程及び免許・資格に関する授業科目別表第1については、令和7年度入学生から適用する。